により、連結経常損益が207百万円の損失であったにもかかわらず、これを656百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,366百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に7,247百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成17年３月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成17年12月12日、新株予約権付社債券を5,000,000,000円で取得させ、

② 平成19年１月16日、関東財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が528百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,885百万円の利益と、連結当期純損益が955百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,314百万円の利益と記載するなどした平成18年３月期の連結損益計算書、及び連結純資産額が1,796百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に9,052百万円と記載するなどした平成18年３月期の連結貸借対照表、並びに売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が313百万円の損失であったにもかかわらず、これを319百万円の利益と記載するなどした平成18年９月中間期の中間連結損益計算書、及び連結純資産額が605百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,586百万円と記載するなどした平成18年９月中間期の中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年２月５日、新株予約権付社債券を300,000,000円で取得させ、

③ 平成19年２月22日、関東財務局長に対し、前記⑵の②と同様の内容を記載した平成18年３月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成18年９月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年３月12日、新株予約権付社債券を260,000,000円で取得させ、

④ 平成19年３月２日、関東財務局長に対し、前記⑵の②と同様の内容を記載した平成18年３月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成18年９月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同月19日、新株予約権付社債券を100,000,000円で取得させ、

⑤ 平成19年４月27日、関東財務局長に対し、前記⑵の②と同様の内容を記載した平成18年３月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成18年９月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年５月17日、60,023,540株の株券を5,120,000,900円で取得させた。

【課徴金額】　２億2,424万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年11月21日

課徴金納付命令日　平成20年12月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥ 株式会社プラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社プラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年１月21日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社プラコーは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、

⑴ 平成19年12月21日、経常損益が68百万円（百万円未満切捨て。以下、経常損益額、中間純損益額、純資産額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを２百万円の利益と、中間純損益が95百万円の損失であったにもかかわらず、これを７百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が475百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に638百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成19年９月中間期半期報告書を提出し、

⑵ 平成20年６月30日、経常損益が64百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と、当期純損益が97百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が451百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に625百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成20年３月期有価証券報告書を提出した。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年１月21日

課徴金納付命令日　平成21年２月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦ 株式会社アイ・ビー・イーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社アイ・ビー・イーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年３月24日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アイ・ビー・イーホールディングスは、

⑴ 有価証券報告書等について、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、関東財務局長に対し、

① 平成18年６月30日、連結純資産額が894百万円（百万円未満切捨て。以下、連結純資産額及び純資産額について同じ。）の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に40百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成18年３月期有価証券報告書を提出し、

② 平成18年12月26日、連結純資産額が1,005百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に254百万円の債務超過と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成18年９月中間期半期報告書を提出し、